

令和9年度 申請書類チェック表

全員提出が必要な書類		
☐	①調布市立学童クラブ利用申請書	申請する児童1人につき1枚必要。LoGoフォーム（インターネット）申請の場合は提出不要。
☐	②児童状況書	申請する児童1人につき1枚必要。LoGoフォーム（インターネット）申請の場合は提出不要。
☐	③要件確認書類	保護者1人につき最低1種類必要。令和9年4月1日時点での保護者の要件によって書類が異なります。兄弟分はコピーして提出も可。

下記のいずれかの書類提出が必要

該当	状況	詳細	提出書類						
☐	就労	就労により、日中自宅での育成が困難であること。 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①勤務日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②勤務時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③勤務時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ★①「月12日以上」については、日曜日を含めない勤務日数を指します。 ★②「勤務時間」には、休憩時間を含めます。	①勤務日数	月12日以上	②勤務時間	日中4時間以上	③勤務時間帯	午後3時を含んでいる	【外勤の方】 ☐就労証明書 (必ず勤務先の担当者が記入。2箇月以内に発行されたもの) ☐直近3箇月の勤務実績表 (就労時間が不規則な場合のみ提出が必要) 【自営業の方】 ☐勤務状況届出書(保護者自身で記入) ☐直近の確定申告書のコピー(第1表・第2表)、または登記簿謄本、営業許可証、個人事業主の開業届出書等のコピー
①勤務日数	月12日以上								
②勤務時間	日中4時間以上								
③勤務時間帯	午後3時を含んでいる								
☐	採用予定/ 復職予定	入会日までに上記「就労」の要件を満たす予定であること。 ★復職予定の方については、4月1日入会の場合のみ、5月1日までに復職予定であれば申請可能です。	☐就労証明書(採用予定・復職予定年月日の記載のあるもの)						
☐	就学	以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①通学日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②授業時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③授業時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ★通信教育の場合は、学童クラブ利用の要件外となります。	①通学日数	月12日以上	②授業時間	日中4時間以上	③授業時間帯	午後3時を含んでいる	【令和9年度在学中の方】 ☐在学証明書 ☐時間割 【入学予定の方】 ☐入学予定であることを確認できる証明書 ☐時間割
①通学日数	月12日以上								
②授業時間	日中4時間以上								
③授業時間帯	午後3時を含んでいる								
☐	疾病/ 心身障害	疾病等により、医師から日中自宅での育成が困難との診断を受けていること、または障害者手帳等を所持していること。	☐傷病・障害状況届出書(保護者自身で記入) ☐医師の診断書 (コピーでも可)または障害者手帳・介護保険被保険者証のコピー						
☐	看護/ 介護	親族等の介護のため、日中自宅での育成が困難であること。	☐看(介)護状況届出書 ☐医師の診断書 (コピーでも可)または障害者手帳・介護保険被保険者証のコピー						
☐	産休中 (または予定)	産前産後休暇取得中または取得予定であること。	☐母子健康手帳のコピー(表紙及び出産予定日のわかるページ) ☐産休期間の記載のある就労証明書 または勤務状況届出書						
☐	育休中	就労しているが、育児休業を取得中であること。 ★育児休業の対象となるお子様の年齢が令和9年4月1日時点で1歳未満であることが必須となります。	☐就労証明書 (育児休業を取得する又はしていることが記載されているもの)						
☐	求職	求職活動により、日中自宅での育成が困難であること。 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①活動日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②活動時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③活動時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ★求職要件は、年に1回のみ認められます。	①活動日数	月12日以上	②活動時間	日中4時間以上	③活動時間帯	午後3時を含んでいる	☐求職活動状況届出書 ☐3箇月以内に求職活動をしていることがわかる書類 (ハローワークカードや求職サイトに登録している画面のコピー等)
①活動日数	月12日以上								
②活動時間	日中4時間以上								
③活動時間帯	午後3時を含んでいる								

該当する方のみ提出が必要な書類

該当	状況	指数加減	提出書類
☐	①児童に障害がある	○あり	☐ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書等のコピー
☐	②ひとり親家庭	○あり	☐ 児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本、離婚受理証いずれかのコピー
☐	③離婚調停中	○あり	☐ 調停中であることを証明する裁判所の書類等
☐	④生活保護受給世帯	○あり	☐ 生活保護受給証明書
☐	⑤転入予定	×なし	☐ 転入先の住所が証明できるもの(住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等のコピー等)

★①～④については、提出があった場合のみ指数加減があります。